

被扶養者認定基準及び取扱い

令和3年4月版

ライク健康保険組合

はじめに

ライク健康保険組合では、被保険者の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族に対しても給付を行っており、この扶養家族を「被扶養者」と呼んでいます。

被扶養者に認定されると、被扶養者は、保険料を負担することなく被保険者と同様に疾病、負傷、出産、死亡の保険給付や検診等を受けることができますが、被扶養者のいる被保険者が、その分保険料を多く支払うということではありません。また、被扶養者は、組合の加入者人数等に応じて支払う高齢者医療費制度への拠出金や介護納付金等の算定対象となることから、被扶養者分についても健康保険組合が拠出金等の負担をしています。

これら健康保険組合が支払う医療費や拠出金等に係る費用は、全被保険者の保険料と各事業所に負担いただく負担金を財源としているため、安定した財政運営を図るうえで被扶養者の認定は慎重に行うことが必要となります。

そのため本組合では、被扶養者の認定に関しては、健康保険法、民法、厚生労働省通知等に基づき、扶養対象者の収入確認をはじめ、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力及び社会通念等を総合的に勘案し認定の可否の判断をしてまいりました。

しかしながら、被扶養者の認定基準について「必要書類一覧表」に記載している現在の内容では、基準や取扱要領が明確でない等のご意見も多数いただいている状況もあり、現行の内容についてより被保険者の皆さまにご理解いただくため、基準となる数値や計算方法等を具体的に記載した『被扶養者認定基準及び取扱い』（以下「基準等」という。）を作成することといたしました。

つきましては、今後はこの基準等に基づき扶養認定事務を行い、より公平で適正な取り扱いとしてまいります。扶養の事実関係を確認するため、従来よりも詳細な内容の確認や関係書類等の提出をお願いすることも出てまいります。本組合の保険給付事業の安定した財政運営を図るため、皆さまのご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、健康保険組合が取得した情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報の保護の取り扱いについては、十分留意するよう努めてまいりますことを申し添えます。

令和3年4月

ライク健康保険組合

目 次

第1 被扶養者の定義及び認定要件	3
1 被扶養者の定義（範囲）	
2 用語の意義	
3 被扶養者として認定できない者	
第2 収入基準	4
1 被保険者の年間収入とは	
2 扶養認定における所得とは	
3 認定対象者の収入基準額について	
4 収入の捉え方について	
5 恒常的な収入とするものについて	
6 恒常的な収入とみなされないものについて	

第3	認定の取扱い（生計維持について）	7
1	被保険者の扶養能力の判定について	
2	18歳以上60歳未満の者の取扱いについて	
3	認定対象者の収入にかかる取扱いについて	
4	認定対象者にかかる具体的な取扱いについて	
5	別居扶養の取り扱いについて	
6	条件付きの認定について	
7	配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱いについて	
第4	被扶養者申告	15
1	被扶養者の申告事由	
2	被扶養者の申告手続き	
3	遠隔地申請（被扶養者が別居の場合）の手続き	
第5	被扶養者の資格付与日及び提出書類	16
第6	被扶養者の資格喪失日及び提出書類	17
第7	扶養状況調査	20
第8	再認定の取扱い	20
第9	任意継続被保険者の取扱い	21
附記		21
別表1	（第3－4－(4)関係 父母等の被扶養者資格収入基準額）	22
別表2	（第3－5－(5)関係 国内居住要件の例外措置に該当する場合）	23
別紙	（給与等支払証明書）	24
別表3	（第5－3関係 被扶養者認定添付書類）	31
別表3	（第6－3関係 被扶養者取消添付書類）	32
参考	被扶養者認定関連法抜粋	28

ライク健康保険組合被扶養者認定基準及び取扱い

被扶養者に関しては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における被扶養者の認定の取扱いに基づき、ライク健康保険組合（以下「本組合」という。）の被扶養者の認定基準を次のとおり定めます。

第 1 被扶養者の定義及び認定要件

1 被扶養者の定義（範囲）

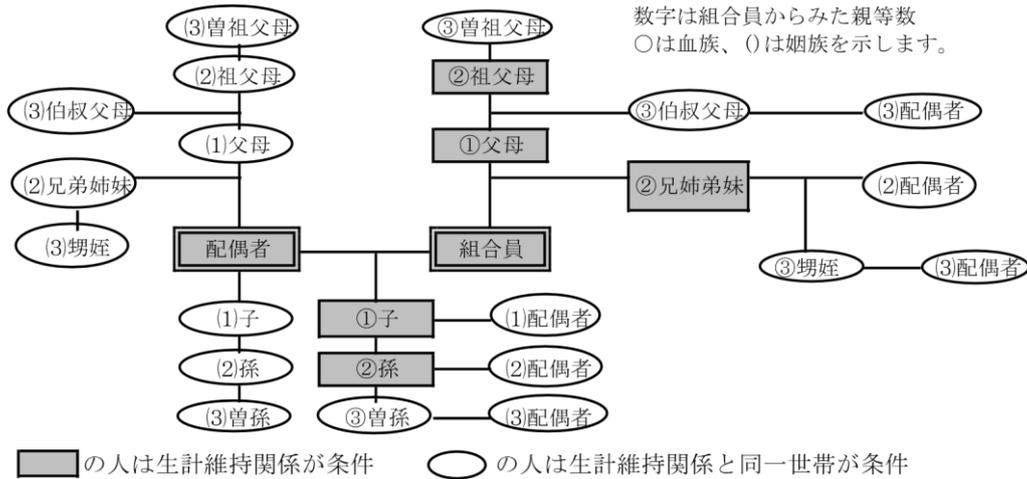
被扶養者とは、法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 条の 2 の規定により、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）で、日本国内に住所を有し、主として被保険者の収入により生計を維持されている次の者と規定されています。

- (1) 被保険者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 被保険者と同一世帯に属する 3 親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 被保険者の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者
- (4) (3)に掲げた配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、被保険者と同一の世帯に属する者

2 用語の意義

- (1) 「配偶者」とは、戸籍法の規定するところにより市区町村等に婚姻の届出をした者
なお、「内縁関係」は、届出を提出すれば法律上の配偶者となり得る者をいいます。
- (2) 「子」とは、実子及び養子
- (3) 「父母」とは、実父母及び養父母
- (4) 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子
- (5) 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母
- (6) 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹
- (7) 「3 親等内の親族」とは、「3 親等内の親族表」に掲げる 3 親等内の血族及び姻族
- (8) 「被保険者と同一世帯に属する」とは、被保険者と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、一時的に別居を余儀なくされる勤務形態の場合やこれに準ずる場合、または国内居住要件の例外に該当する場合は、同居していることを要しない場合があります。
- (9) 「主として被保険者の収入により生計を維持」とは、その家族の生計費のほとんど（2 分の 1 程度以上）を被保険者が負担し、継続的に将来に向けてその家族を養う経済的扶養能力があることをいいます。

【被扶養者の範囲図（三親等の親族）】



3 被扶養者として認定できない者

(1) 日本国内に住所を有しない者

国内居住要件の例外については、別表2（23頁）のとおり取扱います。

(2) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者、あるいはその被扶養者に認定されている者

(3) 75歳以上の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者である者

(4) 認定対象者について、当該被保険者以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者

(5) 認定対象者について、被保険者が他の者と共同して扶養しているときで、社会通念上被保険者が主たる扶養義務者でない者

(6) 年額130万円以上の恒常的な収入がある者

(7) 60歳以上で収入の全部又は一部に公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者及び障害を給付事由とする公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者

(8) 収入が被保険者の年間収入の2分の1以上ある者

(9) 国民健康保険組合（職域国保）の被保険者で、出産等に伴い休業している者は被保険者の資格が継続していることから、被扶養者の対象外となります。

(10) 個人事業主である者

個人事業主は、国民健康保険に加入することが原則のため、被扶養者の対象外となりますが、収入のある国民年金第3号被保険者との公平性を期するため、ある一定以下の収入に関しては例外的に（9頁）のとおり取扱う場合もあります。

(11) 法人の役員となっている者

(12) ワーキングホリデー、青年海外協力隊などで海外に行く者

(13) 認定対象者に高額な資産等があり、被保険者からの経済的な援助が必要ないと判断される者

第2 収入基準

扶養認定にあたっては、被保険者の収入や認定対象者に収入がある場合は、その収入を考慮して、認定事務を行うこととなります。

1 被保険者の年間収入とは

扶養認定にあたり、基準となる被保険者の年間収入は、次のとおり算定します。

$$\text{年間収入} = \text{被保険者の標準報酬月額の実額} \times 12$$

2 扶養認定における所得とは

所得は、控除前の収入のことをいい、所得税法上の所得と同一ではなく、被扶養者として認定する際の収入基準額に定める収入とし、所得税法に基づく収入の他、非課税の遺族年金や障害年金をはじめ、厚生年金、共済年金、企業年金、給与収入、不動産収入、事業収入、利子及び配当など課税・非課税にかかわらず、全ての収入が対象となります。

3 認定対象者の収入基準額について

被扶養者として認定する者の年間収入は、被保険者の年収の2分の1未満であり、被保険者から仕送りを受けている者は、その仕送り額を上回らない収入額とします。収入基準額としての年間収入は、認定時から将来に向けての恒常的な収入を原則として判定します。

(1) 認定対象者の向こう1年間の収入見込み額が年額130万円未満の者

ただし、収入の全部または一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る場合、又は60歳以上の者であって収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合には年額180万円未満の者とします。

(2) 個人事業者である者

売上高が130万円未満である者とします。

4 収入の捉え方について

「収入が年額130万円（60歳以上の年金受給者及び障害年金受給者は180万円）未満」の収入とは、次の「5 恒常的な収入とするもの」に記載する収入とし、その形態に合わせ年額、月額又は日額で捉えるものとします。

(1) 認定における収入基準額（年額・月額・日額）は、次のとおりです。

認定申請者（被扶養者）の区分	公的年金等を受給している者			公的年金等を受給していない者
	障害年金を受給している者	60歳以上の者	60歳未満の者	
基準額 (収入の限度額)	年額 180万円未満 (月額 150,000円未満) (日額 5,000円未満)	年額 180万円未満 (月額 150,000円未満) (日額 5,000円未満)	年額 130万円未満 (月額 108,334円未満) (日額 3,612円未満)	年額 130万円未満 (月額 108,334円未満) (日額 3,612円未満)

(月額及び日額の計算式)

- 1,800,000円未満 ÷ 12月 = 150,000円未満 (月額) ÷ 30日 = 5,000円未満 (日額)
- 1,300,000円未満 ÷ 12月 ÷ 108,334円未満 (月額) ÷ 30日 ÷ 3,612円未満 (日額)

(2) アルバイトやパート等給与収入の場合は、月額及び年額で判定します。

ア 給与明細等で収入金額を確認することにより、向こう1年間の収入見込み額が130万円（180万円）未満及び月額が108,334円（150,000円）未満と判断できるときに認定します。

ただし、賞与に相当する報酬がある場合は、年間収入として加算します。(12ヶ月分の給料の合計+賞与等の額<130万円であれば認定可能となります。)

イ パート・アルバイト等の場合、毎月 108,334 円 (150,000 円) 未満での就労が原則となりますが、月額基準額を超えたときは、次のように取扱います。

収入が、3ヶ月連続して月額基準額を超えたときは、最初に超過した月の1日に遡り恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。

また、連続する3ヶ月の平均が月額基準額を超えたときは、その平均を超過した最初の月の1日から恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。(削除日については17頁参照)

ウ 勤務時間や勤務日数の記載のない雇用契約書や、勤務時間等を調整することで基準額内にするという申出については、収入基準額未満であることが確認できないため、認められません。

エ 基準額を超過したことに伴う再認定については、「第8再認定の取り扱い」(20頁)のとおりとします。

(3) 雇用保険等の給付金で日額を基本とする場合は、日額で判定します。

雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく失業給付又は傷病手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金等休業保障の日額が3,612円(5,000円)未満と判断できるときに認定します。

5 恒常的な収入とするものについて

毎月々に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続的に繰り返し得られる性質の収入を指し、次のような収入となります。

収入の種類	内 容
給与収入	給料・賞与・手当・賃金・報酬等 勤務開始日(恒常的な収入が変化した日)から1年間の恒常的な収入の推計額で、諸手当(通勤手当等含む。)を含み、税や雇用保険等が控除される前の総収入額とする。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金(遺族年金・障害年金を含む。)企業年金・恩給等なお、税や社会保険料を控除する前の受給総額とする。
事業収入・不動産収入	一般事業(商業・製造業・その他)、農業・漁業から生ずる収入、及び土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸による収入なお、所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とする。
利子収入・配当収入	預貯金利子・株式配当金・有価証券利息・FX取引・デイトレード等で税を控除する前の額
司法修習生に貸与される修習資金	主として月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられているため、恒常的な収入とする。

研究奨励金	日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は、生活補助的な収入であるため、恒常的な収入とする。
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝金・講演料・出演料・印税等で税を控除する前の額
退職後の休業給付金等	傷病手当金・出産手当金（病気やけが、出産のために退職後に給付されるものは日額で判定する。） ※受給中の者若しくは給付を受ける資格があり申請をする予定の者は認定できません。 ※支給終了したときにそれが確認できる書類を提出し、他の要件を備えている場合に被扶養者の申請ができます。
雇用保険法の給付	失業等給付の基本手当・傷病手当等
退職手当	会社を退職した際に当該手当を受けるとき
国又は自治体から支給される手当等	特別障害者手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当等
生活保護法に基づく生活扶助料	
その他組合において、前記に準ずると判断した収入	

6 原則恒常的な収入とみなされないものについて

- (1) 資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入
- (2) 奨学金

経済的理由により就学困難なものに学資金として支給・貸与されるものであるため、収入には含みません。（ただし返済不要のものは収入に含みます）

第3 認定の取扱い（生計維持について）

「主として被保険者の収入によって生計を維持する」ことに関しては、扶養親族に係る各種認定例及び健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参考に、ライク健康保険組合の定める運用方針により行います。

認定対象者に恒常的な年間収入等がある場合は、その者の将来に渡る収入を確認し、かつ、被保険者により主として生計を維持される状況が、将来も継続する状況であるか確認します。

なお、被保険者が他の者と家計を共同にしている場合（夫婦共同・兄弟姉妹共同等）は、その他の者の恒常的な年間収入等がどのような状況かを確認します。

また、「認定対象者が被保険者と同一世帯に属している」とは、認定対象者が被保険者と同一の住民票に記載されていることをいいますが、同一の住民票に記載されていても別居している場合は、同一世帯とはみなしません。

1 被保険者の扶養能力の判定について

被保険者の扶養能力とは、家族の生計を将来に向けて継続的に維持することができる経済的な資力をいいます。

- (1) 生計維持関係を可能とする給料月額を目安

ア 被扶養者の扶養能力を判断する目安は、生計費を基本に次のとおりとします。

- イ 世帯人員二人（被保険者+被扶養者一人）の場合、基本給が、ライク健康保険組合が算出した「費目別、世帯人員別基準生計費の二人世帯基準生計費」を参考に「非消費支出の消費支出に対する割合」を乗じた額（以下「給与基準月額」という。）を目安といたします。

なお、給与基準月額未満であっても、個別の事情により認定されることもありますので、その場合は、あらかじめご連絡ください。

【参考】令和3年4月に適用される給与基準月額は、198,000円です。

※ 適用される給与基準月額は、1年ごとに見直します。（次回の見直しは、令和4年4月を予定しております。）

- (2) 複数扶養している被保険者が認定申請してきたときの判断基準

複数の被扶養者を扶養する場合、経済的扶養能力は、被保険者の収入を被扶養者数に応じ、次の方法から算出した「家族一人当たりの生活費」よりも認定対象者（世帯）の収入が少ない場合に認定します。

【家族一人当たりの生活費】

A=被保険者の年収

B=生計維持人数（被保険者+現在認定している被扶養者数+認定対象者数）

・同一世帯（同居）の場合 = $A \div B$

・別居の場合 = $(A - \text{認定対象者への年間仕送り額}) \div B$

- 2 18歳以上64歳未満の者の取扱いについて

通常就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できるとされているため、当該世帯の生活実態を総合的に勘案し、申請は次のとおりとします。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校（修学年限1年以上のもの）の学生又は生徒（ただし、定時制課程・夜間課程及び通信制課程の学生等は除きます。）
- (2) 病気又は負傷のため（障害者を含む）就労能力を失っている者
- (3) 所得税法に規定する控除対象配偶者（家事従事者等）
- (4) その者を扶養しなければならない明確な事実がある者（この場合は、当組合ホームページの申請書ダウンロードの保険証・適用に関する書式「扶養事情説明書」により事実を確認します。）

- 3 認定対象者の収入にかかる取扱いについて

認定対象者の収入については、単に収入が基準内であればよいというのではなく、被保険者の収入を基にその扶養能力についても確認します。

特に収入のある方を複数認定申請された場合、家族一人一人の収入額と被保険者の給料等から、その者の扶養能力と生計維持関係等を総合的にみて判断しますので、基準額未満（130万円又は180万円）であっても認定できない場合もあります。

- (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の恒常的な年間収入等が130万円未満（収入の全部又は一部に60歳以上の公的年金及び障害を給付事由とする公的年金を含む場合は180万円未満）で

あり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとします。

(2) 認定対象者が被保険者と別居している場合

認定対象者の恒常的な年間収入等が130万円未満（収入の全部又は一部に60歳以上の公的年金及び障害を給付事由とする公的年金を含む場合は180万円未満）であり、かつ、被保険者からの援助額より少なく、その者の収入と被保険者からの送金を合算して130万円以上の場合は、原則として被扶養者に該当するものとします。

〈具体例〉別居の母を認定する場合（単身世帯のとき）

別居の母 年金 600,000 円 被保険者からの送金 720,000 円
(毎月 60,000 円×12 月)

合 計 1,320,000 円 > 1,300,000 円 であれば認定可

(3) 個人事業者である者

経営不振や収入過少を理由に被扶養者として申告があった場合は、所得税確定申告書一式（青色申告事業者の場合は青色申告書も含む。）の写しを確認し、認定の対象として取扱います。

ア 売上高から下記に定める経費を控除した後の額が、130万円未満のとき。

イ 過去3年分の収入実績を比較することにより、申告に至った収入減少等の理由

が、修繕等一時的な支出によるものではないことを確認するとともに、今後、収入が被扶養者としての条件を満たす状況であるかを総合的に審査します。

ウ 従業員に給料賃金及び雇人費を支払っている場合は、認定対象者又は被扶養者に該当しません。（使用人を雇い、給料を払っているときは経営者であるため、被扶養者にはなりません。）

エ 個人の白色申告者で、事業や不動産貸付等を行う者は、青色申告者と同様に収入金額や必要経費を記載した帳簿等の写しを確認します。

オ 株式等の売却による所得についての確認も取得額、売却額、必要経費等を書面で審査します。

【事業収入等における必要経費の取扱い】認めている主な経費（○のもの）

一般所得		農業所得		不動産所得	
売上原価給料賃金	×	雇人費	×	給料賃金	×
外注工賃	×	小作料・賃借料減	○	減価償却費貸倒金	×
減価償却費貸倒金	×	償却費貸倒金	×	地代家賃	×
地代家賃	×	利子割引料		借入金利子	×
利子割引料	×				
		その他の経費		その他の経費	
		租税公課種苗	×	租税公課	○
		費素畜費肥料	○	損害保険料	×
		費飼料費農具	○	修繕費雑費	○
		費	○		×
その他の経費		農薬衛生費諸材	○		
租税公課荷造運賃	×	料費修繕費	○		
※水道光熱費旅費交	×	動力光熱費	○		
通費通信費	×	作業用衣料費農業	○		
広告宣伝費接待交	×	共済掛金	○		
際費損害保険料修	×	荷造運賃手数料	○		
繕費	×	土地改良費雑費	×		
消耗品費	×				
福利厚生費雑費	×				

4 認定対象者にかかる具体的な取扱いについて

(1) 配偶者

「事実上婚姻関係と同様の事情にある」場合は、住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載が必要となります。

(2) 子

ア 18歳未満の子は原則認定します。（定時制課程・夜間課程及び通信制課程で就労している場合は通常審査）

イ 18歳以上22歳未満の子は、扶養手当の支給と次の内容を確認し認定します。

- ・学校教育法第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校（修学年限1年以上のもの）の学生又は生徒。

ただし、定時制課程・夜間課程及び通信制課程の学生等は除きます。

- ・病気又は負傷のため（障害者を含む。）就労能力を失っている者で、その者を扶養しなければならない明確な事実がある場合。

なお、申請の際は、診断書の添付が必要です。

ウ 芸能界入りを希望し養成所等に在籍している者や芸能活動をしている者は、「就労できない状態」にあるとは判断できないため、被扶養者の認定対象から除きます。

また、近年、劇団等に所属している子供で収入が発生している場合が見受けられますので、適正な申告をお願いします。

- (3) 子にかかる共同扶養夫婦が共に働いていて子供を扶養する場合は、通達によりその取扱いが示されており、共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行います。
- ア 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、恒常的な収入（直近の収入）が多い方の被扶養者とします。
 - イ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、いずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には当組合では認定できません。
 - ウ 夫婦双方の恒常的な収入が同程度の場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、被扶養者申告書を提出した者の被扶養者とします。
 - エ 当組合以外の健康保険等に加入している配偶者を有す被保険者が、扶養手当の対象とならない年齢の者を被扶養者として申告する場合、被保険者の年間収入が配偶者より多いとき
 - オ 他の健康保険等に加入している配偶者が扶養している子を、その健康保険組合等の指示によりライク健康保険組合へ異動する場合は、直近の明細等で収入比較したうえで審査します。

(4) 父母

- ア 父母の双方又は何れか一方を被扶養者として申告する場合は、夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算して判断します。
金額「収入基準額」（別表1・22頁）として取り扱うこととします。
なお、認定対象者の収入が認定基準額未満であっても、父母等の収入合計額が収入基準額以上の場合、父母間で生計維持できるものとみなし、被扶養者と認定することはできません。
- イ 当該被保険者以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合に誰の被扶養者とするかについては、その中で一番収入の多い者を先順位とします。
なお、被保険者は親と別居しており、他の兄弟姉妹が親と同居している場合は、その者が第一扶養義務者となるため、被保険者からの仕送りの事実があっても認定することはできません。
- ウ 収入が基準額の範囲内であれば必ず認定できるものではなく、主として被保険者が生計を維持している事実があることや、父母世帯の収入状況及び社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判定します。

※具体例

〈例1〉 高額収入を得ていた親が定年退職をして収入がなくなり収入基準額内なので被扶養者として申請された場合、通常、退職後に備えた準備をしていると考えるのが社会通念であり、いきなり子供である被保険者に生活費の大半を頼る生活に陥るとは考えにくいと判断します。

〈例2〉 年金受給額が175万円ある別居の母親に対し、175万円以上（月額145,834円の仕送りをするという申請があった場合、350万円（年金175万

円＋仕送り 175 万円) という額が、実際に母親の生活に必要なかどうかという状況について各地域の生活保護基準額を参考に審査します。

(5) その他の親族

ア 祖父母

祖父母については、上記(4)父母の取り扱いに準じますが、祖父母の扶養義務は父母が優先する扶養義務者であることを原則とし、父母ともに被扶養者として認定されている場合に認定の対象とします。

イ 結婚している子及びその配偶者結婚している子の扶養義務は配偶者が負っているため、原則認定はしません。

ただし、双方が学生で収入がない場合は、生計維持の実態等を確認し判断します。

なお、子の配偶者については、被保険者と同居していることが条件となります。

ウ 孫の扶養義務は子が負っているため、原則認定はしません。

ただし、次の場合は、孫に対する生計維持の実態等を確認し判断します。

- ・子が被扶養者であること。
- ・子とその配偶者に収入がないこと。
- ・子に配偶者がいないこと。

エ 義父母（同居が原則）

義父母については、実子を第一扶養義務者とし、その者に収入があり健康保険等に加入している場合は、認定対象にはなりません。

ただし、その第一扶養義務者が被保険者の被扶養者になっているときは、状況等を確認し判断します。

5 別居扶養の取扱いについて

被保険者と別居している者を扶養認定する場合、被保険者が認定対象者の主たる生計維持者であるかどうかの確認等については、同居の認定とは異なり、認定対象者の続柄・収入額のほか、仕送り額・仕送り方法の認定要件を満たし、生計維持関係があることの証明が必要となります。

(1) 仕送りの考え方

別居している者については、継続的な仕送りによる生活費の援助が必要となります。被保険者からの仕送り額並びに申告内容が実態とかけ離れたものと見受けられたときは、収入基準等を満たしていても被扶養者として認定することはできません。

ア 仕送り額は、別居の認定対象者の収入を上回る金額とし、かつ、その合算額が 130 万円以上になることを条件とします。

イ 仕送り後、被保険者の可処分収入額が極端に減少する場合は、被保険者の「扶養能力」の継続性が十分であるとは言えず、被扶養者として認定することはできません。

※ 被保険者及び同居する被扶養者分も含めた生計維持費相当額（年額 130 万円× 人数（被保険者+現在認定している被扶養者数））が、被保険者の手元に残らなくてはなりません。

ウ 被保険者からの仕送り額より別居認定対象者とその同居家族の収入が多い場合は、認定対象外とします。

エ 認定対象者に収入がない場合は、毎月 108,334 円以上、年間 130 万円以上の仕送りが必要となります。

また、被保険者以外にも仕送りをしている人がいるかの確認も要します。

(2) 別居の申告（遠隔地申請）

ア 同居として認定されていた被扶養者が被保険者と別居するに至った場合は、別居の被扶養者として申告してください。その際は、別居してから 3 ヶ月の仕送り証明を後日提出していただきます。

なお、別居していたことが後日判明した場合で別居要件を満たす証明が提出できないときは、別居時点に遡り資格を喪失します。

イ 被保険者が被扶養者の要件を満たしている者について新たに申告するときには、3 ヶ月の送金実績を添付して申告してください。

ウ 別居していた被扶養者と再度同居した場合は、同居に戻ったという内容の届出が必要となります。

エ 別居の状態のまま、就職等により被扶養者の資格を喪失する場合には、「被扶養者異動届（削除）」の提出により喪失の手続きをしてください。このとき同居に戻ったとしてもその届出は省略することができます。

(3) 二世帯住宅等

ア 1 棟の建物であっても、中で間仕切りをしてそれぞれに住宅設備を備えた二世帯住宅として別世帯に居住している者を被扶養者として届出があった場合は、構造上別に生活することを目的に二世帯住宅として建築していることから、通常の別居として取り扱います。

イ 同じ敷地内に建てた別棟に居住の場合、また、マンション等共同住宅の別室に居住の場合は、別居として取り扱います。

ウ 1 棟の建物で、税金関係等の理由により世帯を分割している場合は、別居として取り扱います。

(4) 施設に入所している場合

ア 介護老人保健施設（医師が常駐する）に入所時にその期間が 1 か月以内のときは一時的別居とみなし、同居扱いの基準を適用します。

イ 介護老人福祉施設（介護が主）のときは、別居扱いとし、被保険者が一定の入所料を毎月負担していることで送金とみなします。

(5) 海外に別居する者

ア 外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族などの一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に居住実態がないとしても、国内に生活基盤があると認められる者として、国内居住要件に例外として取り扱います。（別表 2・23 頁）

イ 国内での学業に続いて留学する場合は、日本の在学証明書に相当する書類と

その翻訳文（訳文と訳者記名）を提出してください。

ウ 一度就労し、本人が得た収入で留学する場合、又は自身の蓄えで渡航、生活、留学する場合は認定することができません。

エ 国内での学業を一度修了した者や一度就職した者等が留学する場合などは、被保険者が実際に扶養するに至った（被保険者が仕送りをするすることで、はじめて対象者が海外での生計を維持できる状況）ときに仕送り事実の確認できる書類を添付のうえ、被扶養者として申告してください。

オ 一時的に帰国（入国）した者は、被扶養者の認定対象にはなりません。

(6) 仕送り方法等について

ア 生活費としての仕送りであるため、次のとおり扱います。

- ・仕送りの方法は、継続的な金融機関への振込み（送金）によるものとし、手渡しによる方法では認定できません。
- ・毎月送金を原則とします。（賞与時にまとめた送金は認められません。）
- ・複数の者に対する送金は、その個人毎の口座に送金し、一括した送金は認められません。

イ 送金証明として提出する書類

生活費を「いつ・誰から誰に・いくら送金したか」を第三者に明確に証明できる「金融機関の振込明細書の控え（写し）」及び「振込先通帳（認定対象者名義）の送金日・被保険者氏名（振込依頼人）・送金額の印字のある箇所の写し」を提出してください。（自作の領収書等は、一切認められません。）

なお、必ず振込依頼書等の控えを保管してください。組合が送金証明の提出を求めた際、紛失等により提出ができない場合は、最終の継続的な送金の事実が確認できた時点に遡り資格を喪失します。

6 条件付きの認定について

(1) 雇用保険法の失業給付申請中の者について

認定時、雇用保険申請中に伴う「条件付き認定」とした者については、失業給付の支給が開始されたとき、雇用保険受給資格者証の表裏両面により給付開始日と給付日額を確認するため「証（両面）の写し」を提出してください。

また、給付日額が日額基準額を超えた場合は、認定取消の手続きも行ってください。

(2) 追加書類の提出を要する者について

ア パート・アルバイト等の給与収入のある者は、申請の時点で前3ヶ月の収入が月額基準額を超えていないことを確認し、月額基準額以下の就労を条件に認定いたしますが、認定後においても、引き続き収入が月額基準額を超えていないことを確認するため、後日、組合が求めた書類を提出していただく場合があります。

なお、認定時より3ヶ月以内の収入に、月額基準額を超えている月がある場合は、認定時に遡り、被扶養者の資格を取消します。

イ 別居に伴い「条件付き認定」とした者については、後日、組合が求めた書類を提出していただく場合があります。

- (3) 上記以外の理由により条件付き認定となった者について
認定時の条件を満たさなくなった場合は、認定取消の手続きを行ってください。

7 配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱いについて

配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者の取扱いについては、「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき、次により取扱います。

- (1) 配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が、当該被保険者の被扶養者から外れるに当たって、被保険者自身から被扶養者を外す届出がなされなくても、被害者から婦人相談所が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書（以下「証明書」という。）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができますものとして扱います。
- (2) 当該証明書において、当該被害者の同伴者の記載がある場合は、同様に取扱います。
- (3) 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書についても、証明書と同様の取扱いとします。

第4 被扶養者申告

1 被扶養者の申告事由

次に掲げる要件が生じた被保険者は、遅滞なく被扶養者異動届を組合に提出してください。

- (1) 新たに被保険者となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき（新規認定）
- (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき（追加認定）
- (3) 被扶養者の要件を欠くに至ったとき（削除）
- (4) 被扶養者の届出事項に変更があったとき（変更）

2 被扶養者の申告手続き

前記1の事由が生じたときは、事業所から組合理事長あてに被扶養者申告書を提出してください。なお、被保険者の誤った申告により被扶養者の資格を取得したことが判明したときは、認定した日に遡って被扶養者の資格を取消します。

- (1) 事業会社は、被保険者から被扶養者申告書の届出があったときは、内容を確認して、すみやかに組合に提出してください。
- (2) 被扶養者の認定は理事長が行うものとし、審査の結果、被扶養者として認定できないときは、その理由を事業会社経由で被保険者に伝えるものとします。

3 被扶養者異動届④遠隔地申請（被扶養者が別居の場合）の手続き

被扶養者が被保険者と別居（認定後の別居も含む。）する場合、「被扶養者異動届」を提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 被扶養者異動届・・・別居の理由を余白に明記

添付書類・・・別居区分によって次の添付書類が必要です。

- ア 学生の場合 …在学証明書又は学生証（写）
- イ 介護老人福祉施設入居者の場合…入所証明書・被保険者が一定の入所料を負担していることが分かる書類
- ウ 一時的に別居を余儀なくされる勤務状態やこれに準ずる場合
…添付書類は不要です。

エ 18才未満の子の通学に伴い配偶者及び子又は子が別居する場合
…被扶養者の別居先の世帯全員の住民票

オ 国内居住要件の例外措置に該当する場合
…該当する区分に応じて別表2（23項）の書類

カ その他の理由の場合 …被扶養者の別居先の世帯全員の住民票（続柄入り）・仕送りの事実を証明する書類

※ 別居の被扶養者の仕送り額等については、「第3-5 別居扶養の取り扱い」（12頁）を参照してください。

第5 被扶養者の資格付与日及び提出書類

1 組合が被扶養者として認定する場合の資格付与日は、事由発生日とします。

事 由	資 格 付 与 日
採用	採用の日（資格取得日）
出生	出生の日
婚姻	婚姻届受理日
離職	離職日の翌日
収入減少	収入減少が確認できる日
雇用保険受給終了	受給終了日の翌日
傷病手当金・出産手当金の受給終了	受給終了日の翌日
扶養者の変更	場合により異なります。
同居	住民票記載の同居日
養子縁組	戸籍記載の日又はその後の同居日
事業の廃止	廃業日の翌日
離婚	離婚の翌日
別居（仕送り開始を要件とする者）	送金をした日
その他申し出による場合	ライク健康保険組合が認めた日

- 2 被保険者の資格を取得した日又はその事由が生じた日から 30 日を経過して所定の被扶養者異動届の提出がなされた場合の資格付与日はその書類の提出月の 1 日とします。
- 3 提出書類について別表 3 により提出願います。
扶養事情説明書は、全ての場合に添付してください。
なお、認定に必要な書類は状況により異なります。掲載したもの以外、必要に応じて各種証明書等提出していただく場合もあります。

第 6 被扶養者の資格喪失日及び提出書類

- 1 事由発生日が資格喪失日となります。

要件を欠くに至った事由	資格喪失日
死亡	死亡日の翌日
離婚	戸籍に記載された離婚日の翌日（別居開始日が離婚日より前の場合は「別居日」）
離縁	戸籍に記載された離縁日の翌日
子等の婚姻	婚姻日
就職 a 健康保険等に参加した場合 b 試用期間等により健康保険等は未加入の場合	a 健康保険等加入日 b 基準額以上の収入が見込まれるときは就職日
別居 a 同居を要件とした者が別居したとき b 別居により生計維持関係が終了したとき	a 住民票に記載された別居の日 b 住民票に記載された別居の日
遠隔地扶養者への継続的な仕送りが ないとき	継続的に送金をした最終の日

<p>給与収入が認定基準額を超えたとき</p> <p>a 雇用契約により明らかに月額基準額以上の収入が見込まれる場合</p> <p>b 雇用形態の変更（賃金・勤務時間等）により恒常的に月額基準額以上の収入が見込まれる場合</p> <p>c 雇用契約上は基準額未満であっても、3ヶ月連続して月額基準額を上回った場合、又は、連続する3ヶ月の平均が月額基準額を上回った場合</p>	<p>a 勤務開始日</p> <p>b 変更日の属する月の1日</p> <p>c 提出された給与明細書の最初の超過月の1日、又は、3連続した複数月の平均収入が月額基準額を超過したときは、その3連続した月の中で月額基準額を超過した月の1日</p> <p>※就労月と給与支払月が異なることが明記されている場合は、支払日の属する月を基準とします。</p>
<p>d 3ヶ月連続又は平均して月額基準額以上の収入がなくても年間基準額を上回った場合</p>	<p>d 基準額を上回った年の1月1日</p>
<p>事業収入（一般・農業・不動産収入等）が認定基準額を超えたとき</p> <p>a 確定申告により年間基準額を上回ったことが判明した場合</p> <p>b 事業等を相続したことに伴い収入基準額を上回ることとなる場合</p>	<p>a 確定申告を行った前年の1月1日</p> <p>b 相続開始日（被相続人の死亡日）</p>
<p>年金収入が認定基準額を超えたとき</p> <p>a 新たに年金を受給することにより年間基準額を上回る場合</p> <p>b 年金額の改定に伴い年間基準額を上回る場合</p>	<p>a 初回の年金支給日</p> <p>b 改定後の初回年金支給日</p>
<p>雇用保険等の受給開始（失業給付の基本手当・傷病手当等）</p>	<p>受給開始日</p> <p>※65歳以上の者に係る「高年齢求職者給付金」は、一時金として取り扱いますので含めません。</p>
<p>出産手当金の受給開始</p>	<p>出産手当金の受給開始日</p>
<p>個人事業の開始</p>	<p>事業開始の日</p>
<p>その他の収入増加</p>	<p>基準を超えた日</p>

後期高齢者医療制度に加入となったとき a 75歳到達者 b 前期高齢者で、一定の障害のある場合	a 75歳の誕生日（届出不要） b 後期高齢者医療制度の認定日
第一扶養者の変更による認定替	事由が生じた日

取消し事由のうち収入超過の取扱いについて、第2-3の「認定時から将来に向けての恒常的な収入」とは、必ずしも1年間の総収入を指すのではなく、臨時、パート及びアルバイト等であっても雇用形態を確認することにより、向こう1年間の収入見込み額が130万円を超えると判断できるときは、就労開始時を資格喪失日とします。このとき、賞与に相当する報酬がある場合は、年間収入に加算します。

- 2 資格喪失については、扶養認定とは異なり、過去何年でも遡って取消すこととなります。

このため、申告が遅れると本組合で負担した保険給付費の返還を請求するなど被保険者に負担が生じる場合がありますので、申告は遅滞なく手続きしてください。

- 3 提出書類について

別表3により提出願います。

被扶養者異動届・確認書類は、全ての場合に添付してください。

なお、被扶養者異動届（取消）に必要な書類は状況により異なります。掲載したものの以外、必要に応じて各種証明書等提出していただく場合もあります。

- 4 被扶養者異動届（削除）を提出する際は、必ず取消該当者の保険証を添付してください。

特に、別居から離婚に至った場合又は別居のまま取消しに該当した場合は、被保険者が必ず保険証を回収し、本組合に返納してください。

- 5 診療費の返還について

被扶養者に関しては、被保険者が扶養の実態に基づいて、法の規定によりその届出の責務を負います。

そのため、被扶養者としての資格要件を欠いたのに届出が遅延した場合、又は、別居者の被扶養者証を回収しなかった場合で、既に組合から医療機関へ支払われた診療費等があるときは、被扶養者の資格を喪失した日まで遡って全額を被保険者に返還していただくことになります。

なお、医療費の返還について、分割は認められておりません。

- 6 その他

- (1) 離婚したとき、それまで被扶養者だった配偶者は、被保険者との生計維持関係がなくなるため扶養から外れることとなりますが、被扶養者だった子を配偶者が引き取って別居生活をしている場合、被保険者が一定額の仕送りをして、当該子の生計を維持していれば被扶養者として継続することができます。これは一緒に暮らさなくても親子であることには変わりはなく、未成年の場合では、必ずしも親権者と一致するというものでもありません。

一定額の仕送りとは、配偶者との合意や裁判等で決められた養育費を含め、収入のない子供であれば一人につき年額 130 万円以上の仕送りを要件とします。

- (2) 資格喪失後に国民健康保険に加入の場合は、「資格喪失証明書発行依頼書」を提出してください。

第 7 扶養状況調査

被扶養者として認定された後に状況が変更となり、その要件を備えなくなった場合は、被保険者がその事実を届出し、保険証を速やかに本組合に返納するよう法により定められています。

しかしながら、届出を忘れてしまうケースが多々見受けられます。

そこで本組合では、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して備えていることの扶養調査を実施することとしています。

調査により、被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定を取消すこととなります。

また、一定の期間内に当該被保険者から申告がなされない場合は、本組合としては事実に基づき当該被扶養者の資格を取消すことができるものといたします。併せて、正当な理由なく資格確認調査に応じていただけない場合も、本組合としては被扶養者資格の認定継続審査を受ける意思を放棄したものとみなさざるを得ず、本組合は当該被扶養者の資格を取消すことといたします。

これに伴い、医療費等の返還が生じたときは被保険者に請求を行い、被保険者は支払いの義務を負うこととなります。

なお、卒業予定者についての調査も実施いたしますが、年度末・年度始め等、卒業や就職により被扶養者に該当しない状況になった時には、速やかに申告をしていただきますようお願いいたします。

第 8 再認定の取扱い

既に認定されている被扶養者が、扶養状況調査により過去の給与収入について基準額を超過していたことが判明した場合、たとえ現在は認定要件を満たしているとしても遡って資格を取消すこととなります。

同様に別居扶養者について、仕送りを証明する書類を紛失したこと等により継続的な仕送りの確認ができない場合も遡って資格を喪失することとなります。

このような場合、取消日以降は被扶養者資格が認められませんので、その間に受診した医療費等については返還していただくことになります。

なお、再度認定を希望する場合、当該申告に係る被扶養者異動届を組合が認定した日が資格付与日となります。

また、アルバイトやパート等の給与収入が月額基準額を超過したことに伴い、一度認定を取消し、再度認定を申請する場合は、月額基準額を超えないことが確認できる「雇用契約書」3か月分の給与明細（写）を添付してください。

(例) 過去の給与収入が3か月連続で月額基準額を超過していた場合

○年1月よりアルバイトをしているが、△年7月になって○年10月～12月の3ヶ月間の収入を平均して月額基準額を超えていたことが判明したため（それ以外の月については、月額基準額以内に収まっている。）、○年10月1日に遡り認定取消しの手続きを行った。また、△年8月1日に再認定の申告書が受理された。

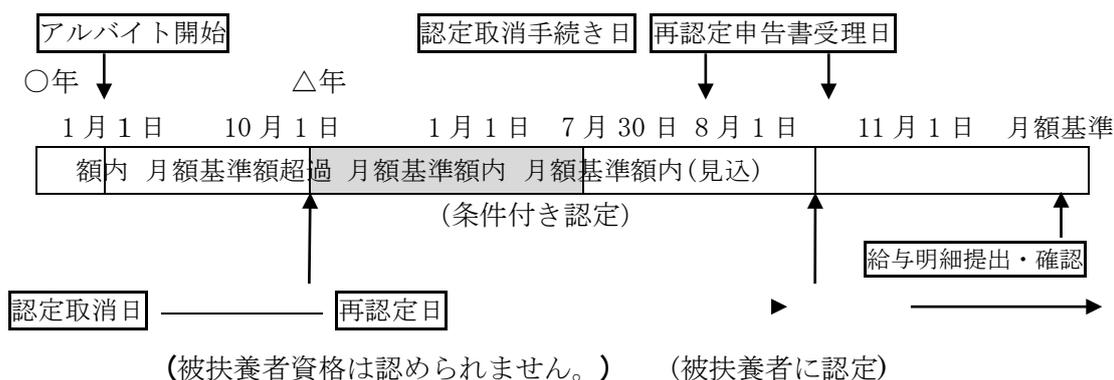


○年10月1日が認定取消日となります。

△年1月1日～7月31日までは、認定要件を満たしていますが、○年10月1日以降は認定取消となっていますので、被扶養者資格は認められません。

なお、△年8月1日に雇用契約書と直近3ヶ月（△年5月～7月）の給与明細書を添付した認定申告書を受理いたしましたので、受理日（△年8月1日）からの再認定となります。（△年1月に遡っての認定にはなりません。）

ただし、収入があることに伴い「条件付き認定」とします。認定後、引き続き月額基準額を超えていないことを確認するため、認定日以降3ヶ月分の給与明細書を提出してください。（提出いただいた給与明細書のうち1月でも月額基準額を超えた月があった場合は、認定時に遡り資格を取消します。）



第9 任意継続被保険者の取扱い

任意継続被保険者に係る取扱いは、退職後における生計状況、生計維持能力を確認の上、本基準に準じ取り扱います。

なお、任意継続被保険者については、事業会社を経由せず、直接本組合に被扶養異動届等提出することとします。

附記

- 1 この取り扱いは、令和3年4月1日から適用します。
- 2 既に被扶養者資格を付与されている者についてもこの基準を準用し、令和3年8月1日からの適用とします。
- 3 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項が生じたときは、別途協議することとします。

別表1 第3-4-(4)関係

父母等の被扶養者資格収入基準額

区 分	父母の何れかの 収入額 (A)	(A) の配偶者 の収入額 (B)	父母の収入合計額 (A) + (B)	判 定	
				(A)	(B)
・父母とも60歳未満 又は60歳以上で公的 年金等受給なし	130万円未満	130万円未満	130万円未満	○	○
			130万円以上	×	×
	130万円以上	130万円未満	130万円未満	×	×
			130万円以上	×	×
	130万円未満	130万円以上	130万円未満	×	×
			130万円以上	×	×
	130万円以上	130万円以上	130万円以上	×	×
	・父母のいずれかが 障害年金受給者又は 60歳以上の公的年金 受給者 (A) ・その配偶者が60歳 未満又は60歳以上で 公的年金等受給なし (B)	180万円未満	130万円未満	180万円未満	○
180万円以上				×	×
180万円以上		130万円未満	180万円未満	×	×
			180万円以上	×	×
180万円未満		130万円以上	180万円未満	×	×
			180万円以上	×	×
180万円以上		130万円以上	180万円以上	×	×
・父母とも60歳以上 の公的年金受給者又 は障害年金受給者		180万円未満	180万円未満	180万円未満	○
	180万円以上			×	×
	180万円以上	180万円未満	180万円未満	×	×
			180万円以上	×	×
	180万円未満	180万円以上	180万円未満	×	×
			180万円以上	×	×
	180万円以上	180万円以上	180万円以上	×	×

* 判定欄の○は認定を、×は否認を示します。

* 祖父母等の判定については、それぞれ父母を祖父母と読み替えてください。

別表2 第3-5-(5)関係

国内居住要件の例外措置に該当する場合

区分	添付書類
ア. 外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
イ. 外国に赴任する被保険者同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
ウ. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
エ. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、前述イと同等と認められる者	出生や婚姻関係を証明する書類等の写し
オ. 前述ア～エまでに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活基盤があると認められる者	※個別に判断

※添付書類が外国機関の証明の場合は、翻訳文も併せてご提出願います。

給与支払（見込）証明書

【氏名】

【雇用開始年月日】 年 月 日

【雇用形態】 社員 ・ 派遣社員 ・ パート ・ アルバイト ・ その他（ ）

給与支払（見込） 額※交通費を含む （税控除前の）総 支給額をご記入く ださい。支払（予 定）年月	支払額	賞与等の額	総支払額
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
年月	円	円	円
合計	円	円	円

※年月～年月分までは支払実績

※年月～年月分までは支払見込

上記のとおり証明します。

年月日

住所

会社名



(裏面) 必ずお読みください!

1. 被扶養者の認定申請を行う被保険者の方へ

表面にある「組合員記入欄」に該当項目を記入のうえ、被扶養者が勤務する給与支払事業所へご提出願います。

2. 給与等支払証明書を作成いただく事業主様（給与事務担当者様）へ

当組合では、健康保険法並びに当組合被扶養者認定基準に基づく被扶養者の適正な認定処理を行うため、給与収入がある対象者（給与所得者）の収入確認を行っております。

これに伴い、当該対象者に係る給与収入が収入基準額 130 万円（月額 108,334 円）以内であるか判断するため、下記の事項にご留意いただき、当該証明書を発行くださるようご協力方お願いいたします。

なお、当該証明書に記入された個人情報は、当組合の健康保険業務以外には使用いたしませんことを申し添えます。

【記入上の注意】(1) 雇用契約者欄

雇用契約者氏名・性別・生年月日・雇用契約年月日を記入してください。

(2) 支給状況欄

原則、証明日から起算して直近 1 年間の支給状況を記入してください。

なお、総支給額とは、通勤手当などの各種手当を含み、税・社会保険料控除前の支給額を記入してください。

また、賞与等支給がない場合は、0 円で記入してください。

【組合名】 ライク健康保険組合

【所在地】 大阪府大阪市西区江戸堀 1-6-10 肥後橋渡辺ビル 6 階

【電話番号】 06-6459-1821

参考 被扶養者認定関連法抜粋

- 1 ライク健康保険組合運用方針（被扶養者認定基準及び取扱に規定）
- 2 健康保険法
- 3 健康保険法施行規則
- 4 被扶養者認定関連通達
- 5 国民健康保険法

1 健康保険法

（定義）第3条

第7項

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りではない。

- 一 被保険者の直系尊属、配偶者、（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2 健康保険法施行規則

（健康保険法第3条第7項本文の厚生労働省令で定めるもの）第37条

の2

法第3条第7項本文の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する被保険者に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 四 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、第2号に掲げる者と同等と認められるもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(健康保険法第3条第7項ただし書の厚生労働省令で定めるもの) 第37の

3

法第3条第7項ただし書の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

(被扶養者の届出) 第38条

1 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主に經由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄

二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由

三 第37条の2各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

2 前項の掲げる事項に変更があつたときは、その都度、事業主を經由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

(被保険者証の検認又は更新等) 第50条

1 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。(略)

4 第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

7 被扶養者認定関連通達

「収入がある者についての被扶養者の認定について」

(昭和 52. 4. 6 保発第 9 号・庁保発第 9 号 厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長から各都道府県知事あて通知) 最近改正 平成 5 年 3 月 5 日 保発第 15 号・庁保発第 4 号

- 1 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属している場合
 - (1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、被保険者の 2 分の 1 未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
 - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
- 3 前記 1 及び 2 により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

(以下省略)

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」

(昭和 60. 6. 12 社会保険各省連絡協議会)

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記要領を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

記

- 1 (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入(当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。)の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦のいずれか一方が共済組合の組合員であつ

て、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者となる。

「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」

(昭和 24. 7. 28 保発第 70 号 各都道府県知事・各健康保険組合理事長あて厚生省保険局長通知)

法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であつて、他面その法人の業務の一部を担当している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取扱つて来たのであるが、今後これら法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用されている者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。なお、法人に非ざる社団又は組合の総裁、会長及び組合及び組合長等その団体の理事者の地位にある者、又は地方公共団体の業務執行者についても同様な取扱いと致されたい。

8 国民健康保険法

第 2 章 市町村

(被保険者) 第 5 条

市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民保険の被保険者とする。

(適用除外) 第 6 条

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民保険の被保険者としなない。

- 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 二 船員保険法の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 六 船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。
- 七 省略
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 九 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- 十 国民健康保険組合の被保険者
- 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令が定めるもの

(資格取得の時期) 第7条

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。

